

生徒指導規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、本校の生徒指導に関して必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 服装・頭髪等

(服 装)

第2条 制服は本校指定のものを正しく着用し、変形・加工はしない。

2 休業日に登校する際は、制服又は指定のジャージ、部活動のジャージを着用する。

3 制服は次のとおりとする。

(1) Aタイプは指定のブレザー、白ワイシャツ、ネクタイ、ズボンとする。

(2) Bタイプは指定のブレザー、白ブラウス、ネクタイ、スカートまたはスラックスとする。
ただし、スカート丈は膝の中心が隠れる程度を基準とする。

(3) カーディガン、ベスト、半袖シャツ、ポロシャツを着用する場合は本校指定のものとする。

(4) 靴下・タイツは華美なものを着用しない。ただし、儀式的行事のときは紺系または白色のものを着用する。

4 略装期間は原則6月～9月までとし、ブレザー、ネクタイを着用しなくてもよい。ただし、儀式又は指定ある時は、ネクタイを着用する。

5 コート・防寒具類は、華美でないものとし、許可された場合を除き室内では着用しないこと。

6 下履は靴とし、サンダル・ハイヒール類は禁止する。

7 上履は指定されたものを使用すること。

8 やむを得ない事情で指定の服装ができない時は、学級担任を通して異装届を生徒指導部に提出し許可を受けること。

(頭髪・装身具)

第3条 頭髪は清潔で端正にし、パーマ、染色、脱色、エクステ等の加工をしないこと。

2 化粧・マニキュアをせず、装飾品(イヤリング、ピアス、指輪、ネックレス等)をつけないこと。

3 特別な場合は、別途審議する。

第3章 校内生活

(校内生活)

第4条 時間を厳守し、前向きな校内生活を心がけること。

2 挨拶はあらゆる場面で行うこと。来校者に対しても礼儀を重んじること。

3 すべての所持品は記名し、紛失しないよう注意すること。

4 多額な金銭や貴重品は持ち込まないこと。必要により持ってきた場合は自己管理を徹底するか又は学級担任に預けること。

5 施設・備品を利用する際は破損、汚れに注意する。破損等の場合は状況により当事者の負担とする。

6 生徒間での売買、貸借は原則としてこれを禁止する。

7 校内で掲示・展示・配布等を行うときは、事前に生徒指導部の許可を受けること。

8 放課後や休業日に校舎を使用するとき、予め担当教員を通して許可を受けること。

9 本校関係者以外の者をみだりに校内に入れてはいけない。

10 飲食は教室ですること。食べ歩き、指定箇所以外での飲食は固く禁じる。

11 学校生活に不必要なものは持ち込まない。

12 他の教室には、みだりに出入りしないこと。特に上級生は下級生の教室には必要なとき以外は行かず、集団での出入りは状況により威圧行為として指導する。

(遅刻・早退・欠席)

第5条 登校時刻は8時30分までとし、教室に入っていること。

2 特に用事のない生徒は、16時30分までに下校すること。

3 やむを得ず欠席、遅刻、早退しなければならない時は、朝のSHR前までに保護者より事前に学級担任へ電話連絡してもらうこと。

- 4 登校後は原則として、下校時まで外出を認めない。特別な事情で外出又は早退する場合は「早退届」に記載し、学級担任に提出して許可を受けること。

(授業)

第6条 授業においては次の各号を厳守する。

- (1) 始業ベル前には着席する。
- (2) 授業妨害となる言動、怠惰な態度はとらないこと。
- (3) 指導を受けた場合には速やかに従うこと。
- (4) 退室は原則として認めない。必要な場合は授業担当者に申し出て、その指示に従うこと。
- (5) 途中入室する際には職員室で「入室届」を記入し、教員の記入、確認後教室に戻り、授業担当者に提出し許可を得ること。

第4章 校外生活

(校外生活)

第7条 外出時には身分証明書を常に携帯すること。

- 2 本校生徒としての品位を保つような服装・言動に心がけること。
- 3 男女交際については節度を守り、健康的かつ明るく、お互いの人格を尊重し合うこと。
- 4 外出時には、必ず行き先・目的・帰宅時間を保護者等に知らせ、遅くても21時までとする。また原則として友人・知人宅への外泊は禁止する。
- 5 パチンコ店、麻雀荘などの遊技場及び酒類を提供する飲食店等、高校生としてふさわしくない場所には出入りしない。
- 6 飲酒・喫煙等、法律によって禁止されている行為は、絶対に行わないこと。
- 7 暴行・恐喝・万引・強要等の行為は、絶対に行わないこと。もしそのような被害を受けたときは、直ちに学級担任に報告すること。
- 8 キャンプ・登山等を行う時は、保護者等の責任ある指導者を必要とし、事前に学級担任に申し出ること。

(交通安全)

第8条 交通機関利用の際には本校生徒としての自覚を持ち、周囲に迷惑を掛けることのないように注意する。

- 2 常に交通マナーを守り、交通安全に心がける。
- 3 在学中の原動機付き自転車及び自動二輪車免許の取得は認めない。
- 4 家族以外の運転する車両には同乗しない。
- 5 四輪運転免許を取得する生徒は、「運転免許取得許可願」を事前に生徒指導部へ提出し許可を受けること。

(アルバイト)

第9条 アルバイトをするときは、保護者等・学級担任と相談した上、学校生活に支障をきたさないようにすること。

- (1) アルバイトを行う生徒は、「アルバイト届」を事前に生徒指導部へ提出すること。
- (2) アルバイトの就労時間は20時までとし、帰宅時刻は21時を厳守する。
- (3) 定期考査等の始まる一週間前から終了するまでの間は、アルバイトへの従事を禁止する。
- (4) 酒類の提供を主とする飲食店及び外交やセールス、その他危険や宿泊を伴う業務への就労は認めない。
- (5) アルバイトの影響によって、怠学や著しい成績不振が認められる場合は、アルバイトの継続について保護者等と協議する。また、その結果に従うこととする。
- (6) 特別指導を受けた場合は、指導期間中は禁止し、その後の従事についても保護者等と協議する。また、その決定に従うこととする。

附 則 この規程は、平成25年4月1日に改正施行する。

この規定は、平成28年4月1日に改正施行する。

この規定は、令和2年4月1日に改正施行する。

この規定は、令和4年4月1日に改正施行する。

この規定は、令和5年4月1日に改正施行する。

この規定は、令和8年4月1日に改正施行する。